

陸前高田市指名停止措置状況

令和 8 年 9 月 3 日現在

No.	業 者 名	本 社 所在地	理由	期間		根拠規定
				自	至	
1	富士通 J a p a n 株式会社	神奈川県	不正又は不誠実な行為	令和8年7月22日	令和8年9月21日	別表第 7 号 (不正又は不誠実な行為)
2	株式会社竹中工務店	大阪府	不正又は不誠実な行為	令和8年9月3日	令和8年11月2日	別表第 2 第 5 号 (不正又は不誠実な行為)